

平成23年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成23年12月22日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1
- 議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
 - 議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について
 - 議案第64号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
 - 議案第65号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
 - 議案第66号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第67号 高浜市特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
 - 議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
 - 議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
 - 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情
 - 陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情
 - 陳情第15号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情
 - 陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情
 - 陳情第17号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情
 - 陳情第18号 田戸町町内会にポートピア（場外舟券売場）設置についての可否判断について田戸町住民の住民投票を求める陳情
 - 陳情第19号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情
 - 陳情第20号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

陳情第21号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情

陳情第22号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情

日程第2 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	杉浦幸七
教	育長	岸上善徳
経営戦略	グループリーダー	深谷直弘
危機管理	グループリーダー	亀井勝彦
地域協働	部長	加藤元久
地域政策	グループリーダー	岡島正明
財務評価	グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口	センター長	新美龍二
市民窓口	グループリーダー	木村忠好
市民生活	グループリーダー	芝田啓二
税務	グループリーダー	森野隆
収納	グループリーダー	内藤克己
福祉	部長	神谷美百合
地域福祉	グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険	グループリーダー	篠田彰

保健福祉グループリーダー	加藤 一 志
こども未来部長	神谷坂 敏
こども育成グループリーダー	大岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	山本 時 雄
都市政策部長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平山 昌 秋
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	神谷 晴 之
行政管理部長	大竹 利 彰
人事グループリーダー	鈴木 信 之
人事グループ主幹	山下 浩 二
行政契約グループリーダー	内田 徹
情報管理グループリーダー	時津 祐 介
会計管理者	橋本 貞 二
学校経営グループリーダー	中村 孝 徳
監査委員事務局長	鵜殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井 敏 行
主 査	杉浦 俊 彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

ここで、12月15日及び20日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

13番、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月15日及び20日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、12月15日に付託されている総務建設委員会の開会前に陳情者より議長あてに提出されました陳情第18号 田戸町町内会にポートピア（場外舟券売場）設置についての可否判決について田戸町住民の住民投票を求める陳情の取り下げ願について、その取り扱いを協議いたしました。

その結果、所管委員会付託後の取り下げについては、委員会及び本会議の同意が必要であるため、付託されている総務建設委員会及び本会議での取り下げの同意をそれぞれ諮ることと決定いたしました。

なお、本会議での取り下げの同意に関しましては、本日、議長よりお諮り願うことと決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○総務建設委員長（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月15日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案8件、陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、質疑ありませんでした。

議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正については、都市政策部の中に都市防災グループを入れ、これから防災に取り組んでいくということであるが、今後いろんな計画等策定していく重要な部署になるが人員配置をどのように考えているのかとの問いに、危機管理グループの広報、広聴については地域政策グループに移管し、防犯、交通安全の部分をこの新たな都市防災グループに取り込む。人員配置については、これらを相殺して、新たな都市防災グループについて

も基本的に現在の職員数を事務量に応じて各グループに割り振っていくという考え方で人員配置をする。その中で部内のマネジメントにより、協力体制、応援体制といったことを強力にお願いし、業務の推進をしていくとの答弁でした。

市長直轄組織をつくり、その目的に対し、結果はどうであったのかとの問いに、例えば防災の関係を他の部の中に入れておくと、他の仕事と一緒にになり、課題が見えにくくなる。その課題に特化して問題を抽出していくことが、直轄のいいところと考えている。企業支援では、当時リーマンショック以降、企業が非常に疲弊していた時期における企業支援と、そして災害に対応するという2つのテーマの課題を抽出することを重点において取り組んできた。経営戦略においては、企業窓口としての認識を得ることができた。新しいコミュニティービジネスや企業への支援体制をつくるに当たって、今後は実際にもう少し大きい組織の中で活動しなければならないと考えた。危機管理については、災害発生時には既に体制をつくり、準備をする形をとらなければならないと考えている。3.11のときの支援体制においても若干困ったことがあった。それらを踏まえ、直轄から新たな組織変更をして、大きなテーマで取り組んでいくとの答弁でした。

人員配置において、必要な人数という面では、今は削減されて人数に無理があるのではないのかとの問い、また企画部、総務部ということについては具体的にどのように変化が出てくるのかとの問いに、職員数の関係については、職員の定数条例がある。その定数条例の範囲内でいろんな業務・行政サービスをしている。現状の268人は現段階では適正な人数であると考えている。今後の業務の状況によっては多くしなければならない場合もあり、また少なくともいいことも想定はされる。また企画部と総務部については、国・県あるいは公共団体と調整等を行う場合、また外から見てイメージしやすく窓口をわかりやすくするためという意味も含め名称変更したとの答弁でした。

グループ制の第2ステージとは具体的にどういうことかとの問いに、グループ制のフラットな体制は意思決定が早くできるということがあるが、グループ制をしく中で問題点もわかってきた。グループ制をしくことによって能力が向上した職員もいるが、そうでない職員もいる。フラット化することにより、人数の適正というか余裕のない人数になっている中で、人材育成に今後取り組んでいくには、グループ制の中に縦のライン性に一部緩やかなラインも取り入れた体制、いわゆるチーフやチームも中に取り入れて職員の人材育成を図っていくということで、グループ制の第2ステージとしているとの答弁でした。

チーム制・チーフ制についての問いに、チームは必置制ではなく、チームをつくることにより、業務効率の向上や人材育成の可能性が高い部署についてはそのチームをつくる。チーフについては、グループにチーフを置くこともできるし、またチームをつくり、そのチームに置くこともできます。すべて任意で、グループリーダー、部長のマネジメントに任せてまいりますとの答弁でした。

議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備については、質疑ありませんでした。

議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）では、子育て支援医療費の委託料の支援システム改修は住基法に伴うものと説明を受けたが、外国人住民登録制度の改正によるものかとの問いに、平成24年7月に施行される改正住民基本台帳法で、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用の対象となり、外国人登録原票記載事項証明書のかわりに住民票の写しを発行するシステムの改修との答弁でした。

また、システム改修はほかに計画があるのか、あれば計画全体についてはとの問いに、今後、7月施行後に新たにシステムの修正が発生する見込みで、平成24年度当初予算に計上する予定です。平成23年度の補正予算では、これに伴う改正として835万円程度を見込み、平成24年度に計上するシステム改修費はおよそ3,000万円弱を見込んでいたとの答弁でした。

議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）及び議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）、以上4議案については、質疑ありませんでした。

次に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第18号 田戸町町内会にボートピア（場外舟券売場）設置についての可否判断について田戸町住民の住民投票を求める陳情につきましては、当委員会開会前に陳情者より取り下げ願が提出されましたので、付託された案件の質疑及び意見に入る前に委員会に諮り、委員全員により、取り下げ願に同意を決定しました。

陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情では、民間委託を否定しているが、民間委託により自治体にはできなかったノウハウですぐれた効果を発揮している場合も多くあり、また、雇用の確保にもつながっている。民間委託が自治体のリストラであると決めつけることには反対で、この陳情には反対との意見。

また、別の委員より、滞納整理機構に徴収事務を移管しないでくださいとあるが、滞納整理機構は滞納者と話し合い、資産など含めた調査をしていくという形で進めており、市でできなかった以上の成果を上げており、公平性という意味で考えると、この陳情は全くあり得ないものと考えますので、この陳情には反対との意見。

また、別の意見として、後期高齢者医療制度も大変問題になっているが、廃止が先送りされ、検討されている新制度案は国保の都道府県単位化とセットとなっており、特に、負担増か医療抑制かといった大きな問題になっている。問題の根っこがそのまま引き継がれているので、この陳情には賛成との意見。

陳情第19号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情では、官公需発注における商工会員を優先した事業機会の確保とあります。気持ちはよくわかり

ますけれども、優先したというところが引っかかるので趣旨採択としたいとの意見。

また同様に、地域経済の活性化とか雇用の確保など、商工会の持つ役割は非常に大きいものがあると思っているが、発注等においては公平性が原則と考えるので趣旨採択との意見。

陳情第20号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情では、さきの19号と同様で、各委員より公平性を考え、趣旨採択との意見。

陳情第21号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情では、地域経済の活性化を支えているのは地域の産業であり、農業あるいは商業、工業、観光も含めて枠を超えた取り組みが必要ではないかと考える。基本理念も含め、ぜひともつくっていただきたいとの意見。他の委員の意見も同様の趣旨でした。

採決の結果を申し上げます。

議案第61号は、挙手全員により原案可決。

議案第62号、第63号は、挙手多数により原案可決。

議案第68号、第69号、第70号、第72号、第73号は、挙手全員により原案可決。

陳情第13号は、挙手少数により不採択。

陳情第19号、陳情第20号は、挙手全員により趣旨採択。

陳情第21号は、挙手全員により採択。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、幸前信雄議員。

6番、幸前信雄議員。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 登壇〕

○福祉文教委員長（幸前信雄） 改めまして、皆さんおはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をいたします。

去る12月16日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案6件、陳情5件について審査しましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第64号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第65号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、委員より、今回の改正の背景はとの問いに、阪神・淡路大震災のときに、亡くなられた方の家族が兄弟姉妹だけという方がみえて問題とされた経緯があり、今回の東日本大震災でも同様の例が発生し、相談を受

けた弁護士の方が厚生労働省に意見書を提出したことを受けて、議員立法で上程され改正に至ったとの答弁がありました。

議案第66号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、改正の経緯として社会的障壁の除去としてとあるが具体的にどういふことかとの問いに、国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目指すということと、障がい者の権利擁護を強化するため、法律の中に明文化されたとの答弁。

別の委員より、当局の望むみんなの家の方向はとの問いに、障がいを持っている方が将来に向けて自立した生活ができるように訓練等を行う場として、利用者がふえることを望んでいるとの答弁でした。

議案第67号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、委員より、体育指導員から推進委員に変わることによって今後どういふ推進をお願いするのかとの問いに、生涯学習基本構想を推進する中で、スポーツの愛好者の裾野を広げ、優秀な選手等が出てくることを目指したいとの答弁。

さらに、障害者スポーツの推進についてはどのように考えているかとの問いに、スポーツ基本法の中で、国民体育大会と並列で全国障害者スポーツ大会が明記されており、障がい者のところにも目を向けてやっていくのが当然の姿勢との答弁。

次に、議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、保育園ガスヒーポン工事の減額の理由はとの問いに、見積もりをとって予定価格としていましたが、実際に入札を行ったところ、機械の価格が見積もりのときよりさらに大きく下げて応札があり、結果的に非常に下げた価格での落札に至ったとの答弁。

子ども・若者応援事業のドラマ制作委託料が県の補助金として100万円追加された経緯はとの問いに、9月補正で補正予算計上した後、愛知県の教育委員会から評価いただき、子育て支援課から増額する連絡をいただいた。これをもとにスタッフを増員したいと考えているとの答弁。

別の委員より、小学校教育パーソナルコンピューター及び学習ソフトウェア賃借料の料率及び借り上げ総額と買い取った場合の価格はとの問いに、5年リースで契約しており、リース料率が1.67%くらいで総額が1,818万1,800円、買い取りで1,816万5,000円との答弁。

さらに、特別支援教育就学奨励費が増額となっているが、対象の人数が何人ふえたかとの問いに、4人を予定していたが、6名の2名増との答弁。

別の委員より、介護保険システム電算管理事業の委託料800万円の内容はとの問いに、住基法の改正によるものが205万2,000円、第5期の介護保険システムの改修に伴うものが596万9,000円との答弁。

別の委員より、消防団活動の負担金が今年度限りで出ているが、国・県と市との負担割合はとの問いに、消防団員1人単位で幾らという形で市が負担しており、国・県の負担はありませんと

の答弁。

続きまして、議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

続きまして、陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情については、委員より、介護保険の引き下げ、低所得者への減免制度の実施・拡充を求めていることから、住民の願いに沿うものと考え賛成。

別の委員より、限られた財源で最大の効果を出していくことが求められており、民間委託に反対するこの陳情には反対。

さらに、別の委員より、「税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください」とあるが、税の公平性の観点から理解を得られるものではないので反対との意見が出されました。

次に、陳情第15号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情について、委員より、この陳情を実施することにより、国民・市民負担が莫大なものになることが考えられるので反対。

別の委員より、この陳情の内容以外に労働環境の改善に取り組む必要があると考えているので反対。

別の委員より、高浜市に直接関係ない陳情と考え反対。

別の委員より、厚生労働省の通知にも、介護士等、勤務環境の改善なくして持続可能な医療体制や医療の安全の確保を望めないとあり、賛成との意見が出されました。

続きまして、陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情について、委員より、厚生労働省のホームページにも平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示しており、安易に場当たりのことをやっていくべきでないと考え反対。

別の委員より、一時的な財政措置によるものではなく、本質をもう少し考えたほうがよいと考え反対。

別の委員より、交付金事業を継続すべきと思いますが、安易な対応はよくない考えるので趣旨採択。

別の委員より、介護報酬に踏み込めば、介護保険料にもはね返るが利用料の増大にも結びつくと考えられ、離職者が多い状況を考えて賛成との意見が出されました。

続きまして、陳情第17号 「子ども・子育て新システム」に反対する意見書提出を求める陳情について、委員より、時代に即した新たな取り組みを築いていくことが必要と考えるので反対。

別の委員より、保護者と直接こども園が契約する仕組みに変化するが、市が責任放棄するのではなく、変わりはないと考え反対。

別の委員より、当局レベルでまじめに子供たちの将来を考えるという方針があり、新しいシス

テムになってもその精神は変わらないと考え反対。

別の委員より、保護者の方と保育園との直接契約になると、保育園の都合で入園できなくなることが十分考えられるので賛成との意見が出されました。

続きまして、陳情第22号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情について、委員より、緊急事態基本法の制定で合意した平成16年から時間も経過しており、定義も変化していると考えますが、必要性も理解できるので趣旨採択。

別の委員より、緊急事態基本法は先送りとなってきたが、現在の状況を考え、早く制定に取り組むべきと思ひ賛成。

別の委員より、公共の福祉のためにも必要と考えるので賛成。

別の委員より、合意してから時間経過しているが何ら問題がない点や、有事以外の緊急事態に対する法律として災害対策基本法などがあり、この陳情には反対との意見が出されました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第64号、65号、66号、67号、68号、71号は、挙手全員により原案可決。

次に、陳情第14号、15号、16号、17号は、挙手少数により不採択。

次に、陳情第22号は、挙手多数により趣旨採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案、陳情に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で御報告を終わらせていただきます。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

次に、冒頭で議会運営委員長の報告がありましたが、陳情第18号 田戸町町内会にボートピア（場外舟券売場）設置についての可否判断について田戸町住民の住民投票を求める陳情の取り下げの件について、12月15日、付託された総務建設委員会の開会前に本陳情の取り下げ願が陳情者より議長あてに提出されました。

同日に開催されました総務建設委員会では、先ほどの総務建設委員長の報告のように、その取り下げが同意され、また同委員長より議長に報告がなされました。

お諮りいたします。

本陳情の取り下げの件については、これを同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、陳情第18号の取り下げの件については、これを同意することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備についての2議案に対して、関連上一括して、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

本議案は、行政の合理化、効率化を推進するため、行政機構の改革を行うために変更するものとなっており、市長直轄組織を削ってとありますが、研究検討段階ということで、各所属する部との連携体制、協力体制を一層強化するために組織を廃止するもので、その効果については一定の方向性が見出せたとの説明がありましたが、どのような方向性が見出せたのか明らかになりませんでした。

市長直轄組織を立ち上げた先回、私どもは、市長が全部長を集めても時間がかかるわけではなく、直轄組織を立ち上げる必要はないのではないかと質問をいたしました。そういう質問に対する明確な答弁もありませんでした。

アウトソーシングや地域内分権の推進で職員を削りに削ったあげく268人にまで減らし、さらに民営化で市民サービスの質の低下を来すことは、学童保育のシルバー委託などの経験で明らかであります。今後さらに民営化を拡大することは、市の行政サービスの質の低下を来すことになり、到底賛成できないものであります。

また、人材の育成をしようと考えた場合、2番議員が発言したように、業務量に合わせた人員配置は必要で、人数をふやさずにやりくりしようとするとう無理があるのではないのでしょうか。必要な人材を配置してこそ人材も生きてくると考えます。

以上、理由を申し述べまして、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論させていただきます。

本年4月に、高浜市のまちづくりの基本ルールを定めた自治基本条例と「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を将来都市像とする第6次総合計画が施行、スタートいたしました。まちづくりの基本原則である参画、協働、情報共有を全庁的に取り組むため、これま

で基礎づくりを担った地域協働部の改称に加え、現行の地域協働部と行政管理部を再編し、企画部と総務部を設置するもので、これは、市民とともに作り上げた基本条例、総合計画を形骸化させないという市の強い意思表示であると認識するところであります。

次に、市長直轄組織の廃止であります。企画的要素が高い企業誘致や地域内企業の振興の窓口を担ってきた経営戦略グループが企画部に配置されることは、経営戦略グループが地域内企業の窓口として企業の皆様に認知されてきたことから、これまでの研究、検討段階から実行段階へ拡大、発展を図り、新たな財源の確保や雇用機会の創出等の課題に対処していくための組織がえであり、地域内企業の振興が次の段階へとステップアップしたことのあらわれであると考えられるのであります。

また、もう一つの市長直轄組織である危機管理グループにつきましても、本年3月11日の東日本大震災以来、急速に高まっている市民の災害に対する不安、防災意識の向上に対処し、今起こってもおかしくない災害への組織的対応力を強化するため、道路、河川、上下水道等の都市インフラ整備、運用を担う都市政策部に都市防災グループとして設置することは、本市のさらなる防災体制の強化につながる改革であると確信するものであります。

さらには、職員の人材育成の観点から、グループ内に業務単位のチームや業務の中心となるチームの設置を可能とすることで、共同業務化、連携体制の強化、業務改善の推進を通して職員の育成を図ることとされており、組織の根幹をなす人材育成にも配慮された組織体制となっていることと評価するものであります。

最後になりますが、この組織構造改革がベストであると思うことなく、常にさらなる構造改革を意識して進めていただきたいことと、市民とともに作り上げていく第6次総合計画の具現化を考えますと、しっかりと市民への周知をお願いすることを申し立て、市政クラブを代表しての賛成討論とさせていただきます。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告させていただきましたとおり、陳情第13号、14号の社会保障の施策拡充についての陳情に対しまして、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

まず、陳情第13号にあります自治体の基本的あり方についてであります。「徴税は自治体の業務であるため、滞納整理機構へ徴収事務を移管せず、また参加せず、今までどおり各自治体で行うように」とありますが、今まで各自治体で、税の公平性を保つために、職員の方々が一生懸命に滞納者にお話をさせていただき、現状をよく伺い、少しでも多く納税していただけるよう取り組んでいただいております。なぜ、滞納整理機構に移管しなくてはならなくなったのかをよ

く考えていただきたい。

景気低迷により、企業収益の悪化、厳しい雇用環境・所得環境により、税収の大幅な回復はできない状況であります。自主財源である地方税の確実なる確保、これはどの自治体においても必要な課題になっております。行政が市民にサービスを公平に提供していく中で、税についても公平に納めていただくのが本来の姿ではないでしょうか。

自由という言葉に責任がついていくのと同じで、権利を主張するには必ず義務が発生します。それは、皆が1人で生きているわけではなく、皆がだれかとつながり、共存しているからではないでしょうか。機構へ移管される方々というのは、資産があり一括納税できるにもかかわらず分納し滞納額が膨れ上がる方や、連絡をとらず滞納する方々であります。まじめに税を納めている方々が払い損をしていくことを許すわけにはいきません。

先日、安城市にあります滞納整理機構へ市政クラブを代表させていただき訪問させていただきました。機構へは、碧海5市の自治体から1名ずつ、また西尾市からも1名出向しており、今までのように各自治体のみで情報不足と知識不足、他の業務もあり徴収事業のみに専念することができないというデメリットを克服する上で、またこれから迎えていく地方分権化に対応する上でも、機構において県の徴収担当者やほかの自治体の方々と迅速に情報交換を行い、滞納者とまず連絡をとり、話し合いをしながら納税方法を決め、そして各自治体のみで取り組んでいた以上に滞納者からしっかりと税を納めていただいております。効果を発揮しているところであります。また、任期は1年ではありますが、それぞれの自治体に戻ってからも他の自治体との横のつながりができ、こういった自治体間の業務の連携や共同処理というのは、地方分権化という時代の要請にこたえていく有効な手段でもあり、ほかの分野においてもさらなる協力関係を築いていくことが重要であると考えます。

次に、福祉施策の充実についてであります。高浜市における後期高齢者医療対象者の医療負担については、市の単独事業として、ひとり暮らし高齢者で住民税非課税世帯に対して、後期高齢者福祉医療費助成制度の対象として拡大されております。また、18歳年度末まで医療費を無料にとありますが、平成22年1月より義務教育の終了である中学校卒業年度、15歳まで医療費の無料化も拡大されております。

愛知県によると、福祉医療の助成制度は全国的にも高い水準であり、高浜市の単独事業においても、県内の市町村と比較して決して劣っているような状況下にあるとは考えられません。

国民健康保険についてであります。均等割、平等割の7割、5割、2割軽減の実施、また高浜市の単独減免として、所得の激減による減免や災害による減免があり、低所得者に配慮された保険税の負担軽減が既に図られております。

次に、陳情14号についてであります。介護保険料の負担段階の設置といった要望が掲げられておりますが、先日の本会議での北川議員の一般質問の際にも当局が答弁されておりましたが、

第5期の介護保険料においては、低所得者の対策として第4期の9段階制を細分化して10段階制にしていくとお話も出ておりました。

また、多くの要望が陳情されておりますが、国や地方の状況を見ても、高齢者の増加に伴い医療、年金、介護の費用も増加しており、一方では子育て世帯を支援することや、地域の中で完結できる医療体制や介護を提供するための新たなニーズにも対応していく必要があります。

しかし、現実には、現在の世代が享受しているサービスや給付を賄う費用さえも、その多くを赤字公債の形でツケを次の世代に回している状況であります。

また、社会保障施策は、一過性のものではなく、制度として継続し維持していかなければならないものであり、今の世代はもちろん、子や孫の代にも安心して暮らせる制度でなければなりません。しかし、社会保障の財源について、打ち出の小づちはありません。必要な財源としてそれをどのように全体で支えていくのかという課題は避けて通れません。

これまでの社会保障は、努力すれば、家族をつくり生活できるという分厚い中間所得層により支えられてきたものであります。この中間層を再生し、経済成長と財政の安定、そして社会保障の拡充につなげていかなければなりません。

初めにも申し上げましたが、権利と義務は表裏一体であり、支えられる人がいる分、支えている人がいることを忘れてはなりません。もちろん、支えている人も支えられている人の気持ちを理解しなければなりません。人と人が支え合っている以上、必ずバランスが必要となります。多くの人が住みよいまちづくり高浜市を目指す上で、また自助、互助、共助の考えで取り組んでいるさなか、アンバランスな制度にしていってはならないと考えます。

したがって、サービスや給付のみをとらえた、社会保障を崩壊に導くような本陳情には反対させていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情、陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情、この陳情2件について賛成討論を行います。

この13号、14号は、医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪が続き国民の命と暮らしが脅かされている今、自治体が住民の命と健康、暮らしを守るとりでの役割を果たしていくことの重要性を今回の東日本大震災は明らかにしました。そこで、社会保障の施策を拡充するよう陳情するもので、愛知自治体キャラバン実行委員会が陳情団体で、代表者は徳田 秋さんであります。

反対意見として、委員から、滞納整理機構に伺って今まで市のほうでできなかった以上の成果を上げていると聞いてきたのでこの陳情には反対という意見もありましたが、実際に滞納整理機

構に送られてその目に遭った方たちは、市で税金の滞納を分納で約束したのにもかかわらず滞納整理機構に送られて、1回で払え、2回で払えと半ば恫喝され、払えないから困って共産党に相談してみえるのです。中には生活保護を受けているのに滞納整理機構に送られるなど、強権的な徴収方法が行われているため成果が上がっていると言えるのではないのでしょうか。

日本共産党は、悪質でない経済的な事情で滞納している人については、本人の意向を十分尊重して弾力的な扱いをするよう求めています。

また、介護保険料の問題について、引き下げということは、準備しているサービスに対して制限を加えることになりかねないので、サービスに比例した適正な保険料を決めているということをしちんと説明することが大事で、きめ細やかな保険料負担段階の設定は既に当市では実施しているからこの陳情には反対という意見もありました。

しかし、国民年金2万円、3万円、満額でも6万円余りです。年をとって思うように働けなくなったり、何よりも仕事がない方たちが9段階の制度で保険料を払っていたりするんです。だから高浜市は、福祉のまちだというのが介護保険料は県下一高い、サービスは近隣市と余り変わらないのにという声が出てくるのです。

介護保険料の引き下げ、低所得者への減免制度の実施・拡充、さらに要介護認定を障害者控除の対象としてくださいなど、住民の願いに沿うものです。

後期高齢者医療制度も大きな問題になっていますが、民主党政権になっても廃止が先送りされ、検討されている新制度案も国保の都道府県単位とセットになっていたりと、問題の根っこがそのまま引き継がれています。先日、名古屋市からも愛知県へ福祉医療の意見書が出されたところです。市民の声を意見書として国・県へ上げるようにという陳情ですので賛成し、討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして、陳情第15号、16号、17号に対して市政クラブを代表して反対の立場にて討論させていただきます。

まず、陳情第15号は、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書を国に提出することを求める陳情であると思います。

日本の医療技術の高さというのは世界でも誇れるべきものであり、医療現場に携わってくださっている医師、看護師、介護職員の方々の御苦勞には心から感謝しております。陳情者の御要望でもある医療現場の厳しさ、本当に大変それはよくわかると思います。

医療関係の問題は現在、非常にたくさんあります。開業医との連携強化や勤務医の負担軽減を

進めること、地域の拠点病院の医師不足の解消、診療報酬の大幅増額、また院内保育所の整備などによる女性医師の復職支援の強化等の必要性などがあります。また、介護職員の待遇改善や介護報酬を引き上げることが必要でもあります。しかしながら、まだまだの状態であるというのが現実でもあります。

陳情者の言うように、勤務の交代制、労働者の労働時間の条件については、そのように改善できましたら本当にいいと思われそうですが、実施するためには相当の人員の確保をしなければなりません。

また、現在、看護職員をふやすために、病院側は労働側のニーズに合った労働条件の改善をしながらふやす努力をしていると思われそうです。それでもなかなか今、看護師さんが集まらないのが現実であります。

看護師不足の深刻化を訴えて、その労働条件を改善するという意味合いが含まれているかと思われそうですが、国を挙げて労働条件を改善するにはかなり法の制度を見ていかなくてははいけません。労働改善に関しては、事業者の協力なども得なければならず、その方向を模索していくことも必要であると考えられます。したがって、陳情の項目にある労働時間を1日8時間、週32時間以内という条件をもって安全・安心の医療、介護を実現するとしても、国民の負担が減るとは考えにくい。また、陳情書の医師、看護師、看護職員等を大幅にふやすためには財源の確保が大きな課題になるのではないかと思います。その財源の確保を考えると、また何よりも職員をふやすための仕組み、制度の改善策のほうが必要であると考えます。

今現在、震災後、災害の復興の予算を求められている中で、大幅増員するためのこの予算を確保することの困難性を考えると、直ちに意見書を国に出すということには賛成できないので、不採択とします。

次に、陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書を国に提出することを求める陳情書についてです。

厚生労働省のホームページによりますと、介護職員待遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成23年度末までの間、介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均1万5,000円を交付するものです。細川厚生労働大臣は、平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示しており、引き続き政府として取り組みを進めてまいりますと、このように書かれています。よって、この意見書を提出するまでもないというふうに私は考えます。

また、ホームページには、本交付金を積極的に御活用いただくとともに、賃上げについてはあくまで事業者の皆さんの御判断となりますが、できる限り毎月の給料に上乘せする形で支払っていただけますよう、御検討をお願いいたしますとあります。このことは、この事業そのものが介護職員の待遇改善に必ずしも役立っていないということの証左でもあります。

したがって、陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続する

ことを求める意見書を国に提出することを求める陳情には不採択をお願いします。

次に、陳情第17号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情書についてです。

陳情書によりますと、この制度が入れば保育が市場化、産業化することが必至と書かれています。また、市町村の役割が後退し、保育の質が低下するという新聞報道がありました。

しかし、高浜市では、他市に先駆けているような意味で民営化に取り組んでまいりました。今の時代、ある種の民営化は必要になってきています。高浜市の民営化のよさは、ほかの地域からの視察等の多さにあらわれているかと思います。この子育て新システムにより、保育や幼児の教育に対して市が責任を放棄することになるというわけではありません。一部の報道機関による不安をあおるような記事には、もっとしっかりと、現状を把握してもらいたいと思います。

親御さんたちには、民営化によるメリットがたくさんあると思われます。何よりも直接、園との契約になりますから、利用者である保護者、親の意見がスムーズに反映されやすくなると思われます。

よって、この陳情書には不採択をお願いいたします。

これで終わります。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、改めましておはようございます。

日本共産党高浜市議団を代表して、陳情15、16、17の賛成討論を行います。

陳情第15号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情の賛成討論をします。

陳情の趣旨に、厚生労働省は、看護師等の勤務環境の改善なくして持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない、夜勤交代制労働者等の勤務環境改善は喫緊の課題として、その改善の必要性を認識しています。現状を見ますと、日本医労連の夜勤実態調査では、2006年以降2交代夜勤がふえ、2010年度は夜勤全体の25.5%、4分の1を超えました。厚生労働省2008年医療施設生体調査によれば、一般病棟における2交代制の64.6%にもなっています。2交代制のうち16時間以上の長時間夜勤は、日本医労連調査で64%、日本看護協会調査で87.7%です。16時間夜勤の実態は、休憩を含んだ拘束時間17時間以上であり、前後の残業で労働時間はさらに長くなります。24時間以上起きていなくてはならない場合もあります。

集中治療室の常勤看護師だった人の例では、2交代制の夜勤は午後4時半から翌朝の午前8時半までになっていて、明け方に眠ってしまい、患者の状態を伝える機器の警告で目覚めた。急変でなく支障はなかったが、患者に何かあったら大変と思い仕事をやめたなど、職場実態が物語っ

ていると思います。

こうした現状を見て、命を守る病院、介護施設で働く看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善は必要と考えます。よって、本陳情に賛成します。

次に、陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情について賛成の立場で討論します。

待遇改善を介護報酬の中に組み込めば当然、介護保険料、利用料の増大に結びつくこと、また介護職員の待遇改善はいまだに改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いていることから、平成24年度以降も介護職員待遇改善交付金事業の継続を求めています。介護職員の待遇の悪化で離職がふえれば、介護サービスの必要量を下回り、介護崩壊にも結びつきます。サービスを受ける要介護者のためにも介護職員の待遇改善は必要と考えます。

また、24年度以降は継続することになったようですが、本陳情は10月26日に提出されたもので、その時点では継続ははっきりしていないことと、25年度も継続されるかどうかわからないことなどから出された陳情です。

碧南市も同じ陳情が提出されましたが、碧南市議会協議会福祉文教部会で採択されたという情報もあります。国庫補助による介護職員待遇改善事業は必要と考えます。よって、本陳情に賛成します。

次に、陳情第17号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情に対して賛成の立場から討論します。

趣旨の中に、市町村の保育実施責任を大幅に後退させますとしています。現行では、市役所で保育所にあきがあるか待機児が何人いるかなどすぐにわかり、入れる保育所への連絡なども市が責任を持って相談から入所まで市の施策でやっていただいています。お母さんたちは、安心して保育に欠ける子供を預けることができます。しかし、施行されれば市の責任はなくなり、親御さんたちは保育園と直接契約になります。入れる保育園を探さなくてはなりません。市行政は認定するだけということになって、後のことは保護者の責任になり、また、保育園側が手のかかる子と思えば入園を断ることも考えられます。そのほかに、子供の福祉より効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により、子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになります。

私どもは、子供はゼロ歳児でも個性を持った存在であり、憲法13条により、とうとい個人としての尊厳をもって接せられるべきと考えます。子供の成長を国と自治体の責任で見守っていくことは必要なことと考えます。よって、本陳情に賛成をいたします。以上です。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） それでは、議長のお許しをいただきましたので、陳情第21号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情に対して、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

地域産業の発展は、地域の活力を創出し、雇用機会を拡大し、市民生活の向上にもつながり、市民生活が豊かになれば地域の経済活動が活発になり、地域産業も元気になるというように、地域産業の発展は市民生活と密接な関係にあります。

第6次高浜市総合計画将来都市像「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ 大家族たかはま」みんなで力を合わせてつくり上げていくまちづくりを実現するためにも、市内の産業が着実に発展しなければなりません。行政、各種団体、事業者、市民が理解と共感を持って協働のもと、それぞれの役割を明確化した地域産業の発展を促進する条例の制定は重要であると考えております。以上で賛成討論を終わらせていただきます。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 日本共産党高浜市議団を代表して、陳情第22号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情について反対の立場で討論します。

緊急事態基本法の定義は、外部からの武力攻撃、テロによる大規模な攻撃、大規模な自然災害などにより国民の生命、身体、財産に重大な被害が生じた事態または生じるおそれのある事態として、生じるおそれのある事態も発動するものです。また、緊急事態においても基本的人権は保障されなければならない、制約を余儀なくされる場合も必要最小限で公正かつ適正な手続のもとに行わなければならないということで、土地の収用など、基本的人権を制約するとうたっています。これは、憲法前文の「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」と相入れない法案と思います。

緊急事態基本法は、2004年に民主、自民、公明3党が合意した本法案です。いまだ成立が図られていませんが、その間、この法律がなかったことで何ら不自由はありませんでしたし、国民に受け入れられずにいます。

有事以外の緊急事態に対する法律には、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法などがあります。今なすべきことは、大規模自然災害や原発事故など多くの方々の苦難、悲しみの中から学んだ経験を生かし、必要な措置を具体的に急ぐことで、有事を一般化し、戦争やテロと災害を同列視することではありません。

武力攻撃という事態について、我が党は国民保護法制の議論を初めとして繰り返し国会の場においてただしてきましたが、政府の答えは一貫して、他国による直接的武力攻撃は想定していないとの答弁でした。それにもかかわらず、このような事態を想定し、土地収用など国民の権利制

限を伴う有事法制を制定しようとする政府のねらいは、アメリカの引き起こす戦争への協力に国民を動員する点にあると我が党は指摘してまいりました。よって、本陳情には反対をいたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、1番、磯田義弘議員。

〔1番 磯田義弘 登壇〕

○1番（磯田義弘） お許しをいただきましたので、陳情第22号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情について賛成の立場で討論いたします。

緊急事態基本法とは、一口に申し上げるならば、国の独立と安全、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対して、国家として迅速かつ適切に対処するための基本方針を定める法律であります。しかしながら、我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となってしまいます。このことを証明したのが3.11東日本大震災です。マスコミをにぎわせた想定外だったというような便利な言葉で逃げる政府の姿は記憶に新しいものであります。

そもそも緊急事態基本法の骨子については、3党の幹事長、すなわち自民党の安倍幹事長、公明党の冬柴幹事長、民主党の藤井幹事長が署名入りの合意文書を2004年5月20日に交わしております。加えて、民主党の政策調査会長であった仙谷由人氏は、与野党間で一致を見たことは極めて重要であると考えたとの談話までも発表しております。

今回提出された陳情は、全国各地の議会でも提出されており、埼玉県議会、和歌山県議会、福井県議会、豊島区議会、中野区議会、川崎市議会、富山市議会、取手市議会などは既に可決、採択しております。とりわけ富山県議会では、全国フォーラムの提言をもとに富山市議会議員が作成した意見書が議会に提出されました。そして、その内容が議会で審議され、結果、賛成多数で可決されました。この意見書は国会に提出されることとなっております。

私が特に申し上げたいのは、つい先日、12月19日に北朝鮮の金総書記の死亡がブレーキングニュースとして世界じゅうで大々的に報道されました。これにより、新たな危機に備えようということで我が国においても即日安全保障会議が招集され、連日開催されておりました。しかしながら、緊急事態基本法そのものが制定されていないのですから、実務的な機能と行動はどだい無理なことであります。こうした現実を目の当たりにすれば、緊急事態基本法の早期制定は喫緊の課題ととらえられます。

なお、あえて申し上げれば、先進国のうち緊急事態基本法が制定されていないのは日本だけであるということをつけ加え、議員各位の賛成を心からお願いし、討論を終わります。

〔1番 磯田義弘 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分です。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。

議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。

陳情第16号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第22号の審査の過程におきまして趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、陳情第16号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第22号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

す。

陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第17号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第17号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第19号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、陳情第19号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第20号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、陳情第20号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第21号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。よって、陳情第21号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第22号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第22号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

議会改革特別委員長、北川広人議員。

9番、北川広人議員。

〔議会改革特別委員長 北川広人 登壇〕

○議会改革特別委員長（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

去る平成23年6月定例会において、議会改革特別委員会の設置が承認されました。第1回目の委員会は委員8名全員出席のもと7月27日に開催し、本日まで7回の委員会を開催しております。

高浜市議会基本条例を最高規範とする前文の理念に基づき、この議会改革特別委員会において具現化し、市民の目に見える改革をし、高浜市議会が市民に対して価値ある存在であることを位置づけるため、議論を重ねてきております。

現在までにその成果として決定されたことを御報告させていただきます。

一般質問に当たり質問・質疑内容を傍聴者等によりわかりやすくする方法として、一括質問一

括答弁方法に加え一問一答方式を取り入れることを正式決定いたしました。

反問権の付与では、議員が一般質問及び議案等に対して質疑を行う際に、一方的に質問、質疑するだけでは論点が形骸化してしまうおそれがあることから、質問、質疑についての論点、争点を明確にするため、会議への出席者が議長、委員長の許可を得て反問することができることの正式導入を決定いたしました。

自由討議の導入では、市民の多様な声を代表する議員は、議会が議員による討論の場であることを認識し、提案されている議案等の内容について共通認識を深めるとともに、市民サービスの向上になるかを判断するために、議員間の自由討議を取り入れることを正式決定いたしました。

以上、今日までと来年2月までに議論されましたことについては、会議規則、委員会条例等の改正を平成24年3月議会を目途に成文化するように進めてまいります。

さらに、平成24年3月議会の議会報告会を同年4月に開催することを決定し、現在はその方法と、いかに市民にわかりやすく報告するかシミュレーションし、リハーサルを実施しているところであります。

加えて、同時に市民の方々から高浜市議会に対するアンケートを実施させていただき、広く市民の声を議会に生かしていくことを確認しております。

また、平成23年12月議会より議会だより「ぴいぷる」を見直し、多くの市民に議会に関心を持っていただくとともに、より議会での議論等を御理解いただくように拡充してまいります。その中身は、一般質問者の顔写真を新たに掲載し、総文字数は630文字から793文字にふやしました。定例会の採決結果は会派での態度表示から各議員個人の態度表明を示すように変更いたしました。平成24年からは1色刷り12ページに拡大し、年4回の発行をいたします。

また、見直しがなされておりました議会運営に関する申し合わせ事項の全面改定の実施を行いました。

以上が、現在までに議論され、決定された事項であります。

なお、議論の経過の概要は、議会事務局に委員会記録がございますのでごらんいただければと思います。

以上で議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、あいさつ。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成23年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月6日から本日22日まで17日間にわたり開催されました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案13件につきまして、慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御意見あるいは御可決を賜りまして、まことにありがとうございます。

審議の過程でいただきました御意見等に関しましては、今後の執行の参考にさせていただきます。

ことは、招集あいさつでも申し上げましたように、東日本大震災という大変心を痛める災害が発生し、7月にはその被災地であります福島、新潟を豪雨が襲いました。台風12号、15号が上陸し甚大な被害を残すなど、日本列島は大きな自然災害に見舞われました。

当市では、東日本大震災を教訓に標高の「見える化」を行う標高サイン整備業務を進めておりますが、この震災では原子力発電所の事故という別の災害が発生いたしました。この緊急時において、近隣自治体では独自の判断で迅速に住民に避難を呼びかけ、こうしたことが住民を救うなど、私ども自治体の果たす役割の重要性を再確認いたしましたところでございます。

本日、事務分掌に関し、防災対策を担う部署を、都市インフラの整備、運用を所管する都市政策部に移管するなどの条例改正案を御可決いただきましたが、改めて、地域を核とする市民の皆さんと行政が一体となった防災体制を構築していく必要があるのかもしれないと考えております。

これから、新年度の予算編成、第6次総合計画2年目となる予算編成が本格化をいたします。総合計画の着実な推進、市民目線を重視した予算執行を行ってまいります。防災対策を初め、一般質問の中でちょうだいいたしました御提言等につきましては、十分に留意し、新年度の施策に反映させてまいりたいと思います。

さて、先日、南中学校軟式野球部の生徒で編成するたかはま南クラブが、全日本少年春季軟式野球東海大会において優秀な成績をおさめ、愛知県の代表として来年3月の全国大会に出場することが決定いたしました。大変うれしい、誇らしいニュースであると受けとめております。市民を代表いたしましてお祝い申し上げますとともに、全国大会での活躍を期待するところであります。

また、8月には渡し場かもめ会が国土交通大臣より、10月にはたかはまスポーツクラブが文部科学大臣より、それぞれ表彰を受けられました。いずれも長年の地道な活躍が評価されたもので、関係者の皆様の御尽力に対し、深く敬意を表する次第でございます。

本年も残すところ、あと10日余りとなりました。議員の皆様方には、この1年間、本市の発展と市民福祉の向上のため、各分野にわたり御尽力、御指導賜りましたことに対しまして深く感謝

を申し上げます。

間近に迎える新しい年が、高浜市にとりましても、また皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、平成23年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る12月6日開会以来、本日までの17日間の長期間にわたり、議員各位には大変御多忙中にもかかわらず終始熱心に御審議していただきまして、まことにありがとうございました。

本日、ここにその全議案を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

いよいよ寒さも一段と厳しくなりますが、皆様方にはくれぐれも御自愛いただきまして、御多幸な新春を迎えられますよう心からお祈り申し上げ、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

午前11時41分閉会
